

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条例
 - 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 - 職員との給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

条 例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第五十六号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。
 附則に次の一項を加える。

令和二年十二月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十七・五」とあるのは、「百分の百六十二・五」とする。

附 則

この条例中第五条第二項の改正規定は令和三年四月一日から、附則に一項を加える改正規定は令和二年十二月一日から施行する。

福島県条例第五十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百二十一・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和二年十二月一日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第五十八号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

17 令和二年十二月に支給する期末手当に関する第五条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百二十二・五」と、「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。

附 則

この条例中第五条第一項ただし書の改正規定は令和三年四月一日から、附則に一項を加える改正規定は令和二年十二月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第五十九号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和二年十二月一日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第六十号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は令和二年十二月一日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(人 事 課)